

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目 次

〔その他告示〕

- 東日本大震災復興特別区域法第四十一条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（復興庁二二六）
- 国會議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示（外務二二八）
- 特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、すわいがに太平洋北部系群、すわいがに日本海系群A海域、すわいがに日本海系群B海域、すわいがに北海道西部系群、すわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産五六一）
- 保安林の指定施業要件を変更する件（同五六二～五七五）
- 海上における射撃訓練を実施する件（防衛八二～八六）
- 都市計画に関する件（中国地方整備局三八）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣

〔叙位・叙勲〕

- 復興庁告示第一号 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和七年一月二十日付で認定した復興推進計画（田村市復興推進計画（認定番号福島第一百四十七号））に係る指定金融機関を令和七年三月二十五日付で次のとおり指定したので、告示する。
- 令和七年四月九日
- 一 名称 株式会社みずほ銀行
二 住所 東京都千代田区大手町一丁目五番五号

内閣総理大臣 石破 茂
内閣総理大臣 石破 茂

〔官庁報告〕

〔官庁事項〕

北海道開発局公示（北海道開発局）

〔公 告〕

〔官庁事項〕

- 裁判所 三養基土地改良区役員の退任関係
相続、失踪、除権決定、破産、免責、
再生関係 会社その他

○復興庁告示第五号

- 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和七年一月二十日付で認定した復興推進計画（田村市復興推進計画（認定番号福島第一百四十七号））に係る指定金融機関を令和七年三月二十五日付で次のとおり指定したので、告示する。
- 令和七年四月九日
- 一 名称 株式会社横浜銀行
二 住所 横浜市西区みなとみらい三丁目一番一号

内閣総理大臣 石破 茂
内閣総理大臣 石破 茂

○復興庁告示第六号

- 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和七年一月二十日付で認定した復興推進計画（田村市復興推進計画（認定番号福島第一百四十七号））に係る指定金融機関を令和七年三月二十五日付で次のとおり指定したので、告示する。
- 令和七年四月九日
- 一 名称 株式会社商工組合中央金庫
二 住所 東京都中央区八重洲二丁目十番十七号

内閣総理大臣 石破 茂
内閣総理大臣 石破 茂

○復興庁告示第七号

- 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、令和七年一月二十日付で認定した復興推進計画（広野町復興推進計画（認定番号福島第一百四十九号））に係る指定金融機関を令和七年三月二十五日付で次のとおり指定したので、告示する。
- 令和七年四月九日

内閣総理大臣 石破 茂
内閣総理大臣 石破 茂

○外務省告示第二十八号

- 一 名称 株式会社商工組合中央金庫
二 住所 東京都中央区八重洲二丁目十番十七号

内閣総理大臣 石破 茂
内閣総理大臣 石破 茂

- 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

令和七年四月九日

内閣総理大臣 石破 茂
内閣総理大臣 石破 茂

外務大臣 岩屋 規

期 間	地 域	期 間
令和七年五月一日から令和八年五月一日まで	名古屋市東区	一 在札幌中華人民共和国総領事館周辺地域
泉一丁目（十八番から二十一番まで） 泉二丁目（十九番から二十九番まで） 泉三丁目（十九番から三十一番まで）	札幌市中央区	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらしい道路の区間に接する交差点。
東桜一丁目（四番から八番まで、十三番及び十四番） 東桜二丁目（二番から十七番まで）		
令和七年五月一二日から令和八年五月十一日まで		
南九条西二十三丁目（四番） 南十条西二十三丁目 南十二条西二十一丁目（二番及び三番） 南十二条西二十二丁目 南十二条西二十三丁目 南十二条西二十一丁目 南十三条西二十二丁目 南十三条西二十三丁目 南十三条西二十一丁目 南十三条西二十二丁目 南十三条西二十三丁目 南十四条西二十九丁目 南十五条西二十九丁目 伏見一丁目 伏見二丁目（二番から五番まで） 旭ヶ丘一丁目（三番、七番から十一番まで及び十三番） 旭ヶ丘二丁目 旭ヶ丘三丁目 旭ヶ丘四丁目 旭ヶ丘五丁目 旭ヶ丘六丁目（一番）		

五 在長崎中華人民共和国総領事館周辺地域

期 間	令和七年五月十一日から令和八年五月十一日まで
地 域	長崎市 本尾町（一番から二番まで） 上野町 本原町 大橋町（一番、二番及び二十一番） 橋口町 岡町 松山町（七番から九番まで） 平和町（二番から七番まで、九番から二十一番まで及び十五番から二十八番まで）
	五号側端の二分の一が右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和二十五年法律第百四十二条第一項第一号に規定する道路をいう。）の区間のうち当該区間に並びにこれら二分の一が右の区域に接する道路をいう。）の区間に接する交差点。
	（略）

○ 農林水産省告示第五百六十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年六月四日農林水産省告示第千百号（特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年四月九日 農林水産大臣 江藤 拓
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のよう改める。

改 正 後	改 正 前
まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和6管理年度（令和6年7月1日から令和7年6月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第十五条第一項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和6管理年度（令和6年7月1日から令和7年6月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第十五条第一項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一 （略）	第一 （略）

第二 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

一 （略）
二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
（略）	（略）
石川県	9,700
（略）	（略）
島根県	30,700
（略）	（略）
長崎県	45,700
（略）	（略）

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群大中型まき網漁業	118,000
（略）	（略）

第三～第十一 （略）

第二 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

一 （略）
二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
（略）	（略）
石川県	9,000
（略）	（略）
島根県	27,400
（略）	（略）
長崎県	42,100
（略）	（略）

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群大中型まき網漁業	108,800
（略）	（略）

第三～第十一 （略）

公 告

報 告

三養基土地改良区役員の退任の公告

佐賀県及び福岡県の区域の一部を地区とし、佐賀県三養基郡みやき町に事務所を有する三養基土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項、第124条及び第136条の4の規定に基づき公告する。

令和7年4月9日

九州農政局長 緒方 和之

退任

役職 氏名 住 所
理事 榎本 満久 福岡県久留米市城島町芦塚
554番地2

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないもの、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第207号

青森県黒石市京町字寺町15番地

申立人 穴水 孝道

本籍青森県黒石市京町字寺町15番地、最後の住所青森県黒石市大字後大工町7番地、死亡の場所青森県五所川原市、死亡年月日平成18年4月27日、出生の場所青森県北津軽郡五所川原町、出生年月日昭和8年9月26日、職業不明

被相続人 亡 穴水三津子

事務所青森県弘前市大字駅前2丁目2番地1
パンプービルディング2階C号 小笠原法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小笠原大記

催告期間満了日 令和7年10月17日

青森家庭裁判所弘前支部

令和7年（家）第4003号

埼玉県坂戸市大字北浅羽667番地3

申立人 多田 善昭

本籍岩手県遠野市青笹町糠前15地割5番地2、最後の住所岩手県遠野市青笹町糠前15地割5番地2、死亡の場所岩手県釜石市、死亡

年月日令和6年1月10日、出生の場所岩手県上閉伊郡遠野町、出生年月日昭和29年9月27日、職業無職

被相続人 亡 多田 愛子

岩手県釜石市上中島町1丁目2番3号 リコーアビル3階 釜石ひまわり基金法律事務所
相続財産清算人 弁護士 細川 恵喜
催告期間満了日 令和7年10月17日

盛岡家庭裁判所遠野支部

令和6年（家）第1234号

高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号

申立人 高知県香美市
本籍高知県香美市土佐山田町宮ノ口672番地、最後の住所高知県香美市土佐山田町宮前町1番14号、死亡の場所高知県香美市、死亡年月日令和6年2月12日、出生の場所広島県広島市、出生年月日昭和17年1月28日、職業無職
被相続人 亡 吉本 良

事務所高知市大川筋2丁目3番26号

相続財産清算人 司法書士 森田 啓

催告期間満了日 令和7年10月15日

高知家庭裁判所

令和7年（家）第80002号

福岡県福岡市西区戸切3丁目2番12号

申立人 吉岡 順子

本籍佐賀県唐津市佐志南965番地2、最後の住所佐賀県唐津市佐志南965番地2、死亡の場所佐賀県唐津市、死亡年月日令和5年11月20日、出生の場所佐賀県唐津市、出生年月日昭和42年10月31日、職業不明
被相続人 亡 福島 清隆

佐賀県唐津市栄町2569-16L EXビル2F 河野法律事務所

相続財産清算人 弁護士 河野 智幸

催告期間満了日 令和7年10月17日

佐賀家庭裁判所唐津支部

令和7年（家）第80003号

佐賀県唐津市高島51番地高島市営アパート101

申立人 野崎美和子

本籍佐賀県唐津市木材町2177番地第1、最後の住所佐賀県唐津市鏡3076番地ライフスタイルからアカシア通り3番地、死亡の場所佐賀県唐津市、死亡年月日令和6年12月9日、出生の場所福岡県福岡市、出生年月日大正14年6月15日、職業無職
被相続人 亡 野崎 シズ

佐賀県唐津市南城内1番1号大手口センタービル4階405号室稻津高大法律事務所

相続財産清算人 弁護士 稲津 高大

催告期間満了日 令和7年10月17日

佐賀家庭裁判所唐津支部

令和7年（家）第3号

熊本県天草市志柿町2917番地

申立人 浦川 一孝

本籍熊本県天草市志柿町1352番地、最後の住所東京都目黒区上目黒3丁目42番20号ラ・シャンブル101号、死亡の場所東京都目黒区、死亡年月日令和6年7月18日、出生の場所満州国関東州柳樹屯、出生年月日昭和18年3月10日、職業無職

被相続人 亡 浦川サチ子

熊本県天草市亀場町食場784番地4

相続財産清算人 司法書士 上 剛司

催告期間満了日 令和7年10月17日

熊本家庭裁判所天草支部

令和6年（家）第197号

鹿児島県姶良市宮島町25番地

申立人 姶良市

本籍鹿児島県鹿児島市泉町10番地1、最後の住所鹿児島県霧島市構辺町麓2616番地3高齢者専用住宅L i v e 石峯10号室、死亡の場所鹿児島県霧島市、死亡年月日令和4年6月7日、出生の場所鹿児島県姶良郡加治木町、出生年月日昭和9年3月31日、職業不明
被相続人 亡 中島 和子

鹿児島県姶良市宮島町27番地7宮島ビル2F

相続財産清算人 司法書士法人重野事務所

催告期間満了日 令和7年10月17日

鹿児島家庭裁判所加治木支部

令和6年（家）第30219号

茨城県久慈郡大子町下野宮1636-3

申立人 吉成 孝

本籍茨城県久慈郡大子町大字大子795番地、最後の住所茨城県久慈郡大子町大字頃藤4144番地、死亡の場所茨城県久慈郡大子町、死亡年月日令和6年2月10日、出生の場所茨城県久慈郡大子町、出生年月日昭和4年3月1日、職業無職
被相続人 亡 斎藤 一惠

茨城県水戸市千波町727-1 石川ビル402

水戸さくら法律事務所

相続財産清算人 弁護士 上澤 一朗

催告期間満了日 令和7年10月30日

水戸家庭裁判所

令和7年（家）第3003号

茨城県坂東市岩井3282番地

申立人 角幸木材地所株式会社

本籍茨城県坂東市岩井3282番地、最後の住所茨城県坂東市岩井3282番地、死亡の場所茨城県坂東市、死亡年月日令和6年2月10日、出生の場所茨城県猿島郡岩井町、出生年月日昭和8年4月5日、職業無職
被相続人 亡 中村 哲男

事務所茨城県古河市常盤町3番1号コーポサンフレッシュエ203渡良瀬法律事務所
相続財産清算人 弁護士 飯田 大樹
催告期間満了日 令和7年10月24日

水戸家庭裁判所下妻支部

令和7年（家）第20004号

栃木県宇都宮市上戸祭町449番地2

申立人 坪田 和之

本籍栃木県鹿沼市西茂呂4丁目22番地9、最後の住所栃木県鹿沼市西茂呂4丁目22番地9、死亡の場所栃木県鹿沼市、死亡年月日平成27年10月2日、出生の場所栃木県上都賀郡菊沢村、出生年月日昭和19年12月11日、職業無職
被相続人 亡 坪田 康

事務所栃木県宇都宮市小幡1丁目1番21号
オノセビル5階 弁護士法人小野真一法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小野 真一
催告期間満了日 令和7年10月24日

宇都宮家庭裁判所

令和7年（家）第20015号

栃木県宇都宮市上戸祭町251番地7

申立人 田野井 保

本籍栃木県宇都宮市清住3丁目6番、最後の住所栃木県宇都宮市清住3丁目6番10号、死亡の場所栃木県宇都宮市、死亡年月日令和6年9月1日、出生の場所栃木県鹿沼市、出生年月日昭和47年1月18日、職業無職
被相続人 亡 田野井充男

栃木県宇都宮市桜1丁目1番1号 さくらビル2階 宮林法律事務所
相続財産清算人 弁護士 宮林 大佑
催告期間満了日 令和7年10月31日

宇都宮家庭裁判所

令和6年(家)第20050号

栃木県那須塩原市共墾社108番地2
申立人 那須塩原市長 渡辺美知太郎
本籍栃木県那須烏山市三箇2008番地、最後の住所栃木県那須塩原市石林841番地71、死亡の場所栃木県那須塩原市、死亡年月日平成30年12月26日、出生の場所栃木県那須郡南那須町、出生年月日昭和25年11月28日、職業会社員
被相続人 亡 大島 金次
事務所栃木県那須塩原市豊浦北町74-151黒磯総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 園部 秀雄
催告期間満了日 令和7年10月31日
宇都宮家庭裁判所大田原支部

令和7年(家)第20018号

群馬県高崎市箕郷町上芝786番地7
申立人 千明 英子
本籍群馬県高崎市檜物町9番地、最後の住所群馬県高崎市石原町3883番地スマーリングホームメディス高崎、死亡の場所群馬県高崎市、死亡年月日令和6年10月16日、出生の場所群馬県高崎市、出生年月日昭和23年9月27日、職業無職
被相続人 亡 関口 一郎
事務所群馬県高崎市高関町433番地2 つじきむら法律事務所
相続財産清算人 辻 拓一郎
催告期間満了日 令和7年10月20日
前橋家庭裁判所高崎支部

令和7年(家)第25号

東京都千代田区丸の内3丁目4番1号新国際ビル4階433区 山下・渡辺法律事務所
申立人 久保田理広
本籍埼玉県春日部市米島1185番地109、最後の住所埼玉県春日部市米島1185番地、死亡の場所埼玉県春日部市、死亡年月日令和6年3月14日、出生の場所神奈川県横浜市神奈川区、出生年月日昭和16年12月14日、職業不明
被相続人 亡 北原 邦子
事務所東京都千代田区丸の内3丁目4番1号新国際ビル4階433区 山下・渡辺法律事務所
相続財産清算人 弁護士 久保田理広
催告期間満了日 令和7年11月6日
さいたま家庭裁判所越谷支部

令和6年(家)第73433号

鹿児島市伊敷7丁目9番65号
申立人 柚 雪子
本籍鹿児島県姶良市平松3768番地2、最後の住所東京都墨田区八広3丁目38番7-111号、死亡の場所東京都墨田区、死亡年月日令和4年3月21日、出生の場所鹿児島県鹿屋市、出生年月日昭和35年8月7日、職業不明
被相続人 亡 松尾 正人
事務所東京都港区南青山1丁目15番2号南青山スタジオフラット204 森居総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 森居 秀彰
催告期間満了日 令和7年10月31日
東京家庭裁判所

令和6年(家)第73521号

東京都大田区矢口3-8-19
申立人 小林 正幸
本籍東京都大田区矢口2丁目49番地、最後の住所東京都大田区東矢口1丁目14番14号 アローハイツ103、死亡の場所東京都大田区、死亡年月日推定令和6年10月8日、出生の場所東京都大田区、出生年月日昭和24年6月27日、職業無職
被相続人 亡 佐藤 和雄
事務所東京都千代田区大手町1丁目5番1号大手町ファーストスクエアイーストタワー3階三浦法律事務所
相続財産清算人 弁護士 池村 聰
催告期間満了日 令和7年10月31日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第70001号

東京都八王子市片倉町341-7
申立人 磯貝 好英
本籍福島県喜多方市熱塩加納町山田字栗生澤乙1233番地、最後の住所東京都江東区東陽1丁目6番14号、死亡の場所東京都練馬区、死亡年月日令和5年10月28日、出生の場所福島県喜多方市、出生年月日昭和42年11月2日、職業無職
被相続人 亡 小林真由美
事務所東京都港区虎ノ門1丁目15番8号JLBグランエクリュ虎ノ門3階 湯浅・藤木法律特許事務所
相続財産清算人 弁護士 湯浅 知子
催告期間満了日 令和7年10月31日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第90119号

東京都港区西新橋1丁目3番1号
申立人 三菱H Cキャピタル債権回収株式会社
本籍滋賀県大津市下阪本3丁目1994番地、最後の住所東京都青梅市黒沢3丁目1966番地の1特別養護老人ホーム第二青梅園、死亡の場所東京都青梅市、死亡年月日令和4年11月1日、出生の場所滋賀県滋賀郡下阪本村、出生年月日昭和8年5月3日、職業不詳
被相続人 亡 今阪 潤一
事務所東京都港区新橋2-20-15 新橋駅前ビル1号館5階 藤光・鈴木法律事務所
相続財産清算人 弁護士 鈴木 一夫
催告期間満了日 令和7年10月20日
東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第90132号

東京都武蔵野市緑町2丁目2番28号
申立人 武蔵野市
本籍東京都武蔵野市境南町4丁目15番、最後の住所東京都武蔵野市境南町4丁目15番3-1-305号境南マンション、死亡の場所武蔵野市、死亡年月日平成16年12月17日、出生の場所名古屋市中村区、出生年月日昭和33年7月9日、職業不明
被相続人 亡 津田陽一郎
事務所東京都中野区本町2丁目46番4号中野坂上サンプライトアネックス 404 アクシアム法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中田 圭一
催告期間満了日 令和7年10月30日
東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第7029号

東京都大田区大森本町2-31-4
申立人 高橋 正一
本籍神奈川県川崎市多摩区宿河原5丁目1840番地、最後の住所川崎市多摩区宿河原5丁目7番7号、死亡の場所神奈川県川崎市多摩区、死亡年月日令和5年11月19日、出生の場所東京都品川区、出生年月日昭和24年4月20日、職業無職
被相続人 亡 川崎かず枝
川崎市川崎区東田町8番地パレール三井ビルディング11階1101号室 川崎ひかり法律事務所
相続財産清算人 弁護士 楠田 真司
催告期間満了日 令和7年10月27日
横浜家庭裁判所川崎支部

令和7年(家)第5019号

神奈川県横須賀市佐野町3丁目35番地
申立人 角井 春美
本籍愛知県名古屋市昭和区萩原町3丁目29番地1、最後の住所神奈川県横須賀市佐野町3丁目33番地1、死亡の場所神奈川県横須賀市、死亡年月日推定令和4年10月20日、出生の場所長崎県南松浦郡魚目村、出生年月日昭和22年12月5日、職業不明
被相続人 亡 名切 陽子
事務所神奈川県横須賀市大瀧町1丁目25番地1横須賀ペイビュービルディング5階
相続財産清算人 弁護士 島 武広
催告期間満了日 令和7年10月20日
横浜家庭裁判所横須賀支部

令和7年(家)第2016号

新潟県三条市下大浦1054番地
申立人 竹田 洋一
本籍新潟県三条市由利4249番地、最後の住所新潟県三条市庭月630番地4特別養護老人ホームいっぷく、死亡の場所新潟県三条市、死亡年月日令和6年11月24日、出生の場所新潟県南蒲原郡三条町、出生年月日昭和6年1月9日、職業無職
被相続人 亡 横山 シズ
新潟県三条市東三条1丁目5番1号川商ビル2階片桐・坂西・阿部法律事務所
相続財産清算人 坂西 哲昌
催告期間満了日 令和7年11月11日
新潟家庭裁判所三条支部

令和7年(家)第16号

山梨県富士吉田市上吉田東6丁目9番25号
申立人 株式会社ティー・シー保証
本籍山梨県南都留郡鳴沢村10453番地444、最後の住所本籍と同じ、死亡の場所山梨県南都留郡鳴沢村、死亡年月日令和5年2月21日、出生の場所山梨県南都留郡福地村、出生年月日昭和16年9月5日、職業無職
被相続人 亡 坂田 健兒
山梨県甲府市中央1丁目1番18号 柳町法律事務所
相続財産清算人 弁護士 渡辺 和廣
催告期間満了日 令和7年11月7日
甲府家庭裁判所都留支部

令和7年（家）第5005号
長野県上田市大手1丁目11番16号
申立人 上田市長 土屋 陽一
本籍長野県上田市中央5丁目3946番地、最後の住所長野県上田市上田1420番地4、死亡の場所長野県上田市、死亡年月日令和5年5月以下不詳、出生の場所長野県上田市、出生年月日昭和48年6月8日、職業無職
被相続人 亡 杉村 治
事務所長野県上田市上田原805番地
相続財産清算人 司法書士 倉澤健太郎
催告期間満了日 令和7年10月21日
長野家庭裁判所上田支部

令和7年（家）第5006号
長野県上田市大手1丁目11番16号
申立人 上田市長 土屋 陽一
本籍長野県上田市長瀬2970番地、最後の住所長野県上田市長瀬2857番地16、死亡の場所長野県小諸市、死亡年月日令和3年6月18日、出生の場所長野県小諸市丸子町、出生年月日昭和37年7月20日、職業無職
被相続人 亡 長谷屋 稔
事務所長野県上田市中央北2丁目6番32号
相続財産清算人 司法書士 内堀 誠司
催告期間満了日 令和7年11月20日
長野家庭裁判所上田支部

令和7年（家）第3004号
長野県佐久市中込3056番地
申立人 佐久市長 柳田 清二
本籍長野県佐久市甲1359番地27、最後の住所長野県佐久市御馬寄1318番地1、死亡の場所長野県佐久市、死亡年月日令和3年11月21日、出生の場所長野県北佐久郡五郎兵衛新田村、出生年月日昭和5年11月18日、職業不明
被相続人 亡 高野 増夫
長野県佐久市岩村田1872番地13
相続財産清算人 川島 豊
催告期間満了日 令和7年10月20日
長野家庭裁判所佐久支部

令和6年（家）第1283号
岐阜県土岐市駄知町977番地7
申立人 株式会社カネス
本籍岐阜県土岐市駄知町991番地4、最後の住所岐阜県土岐市駄知町989番地の91、死亡の場所岐阜県土岐市、死亡年月日令和4年2月16日、出生の場所岐阜県土岐郡肥田村、出生年月日大正15年6月26日、職業無職
被相続人 亡 酒井 澄男

岐阜県可児市広見1丁目17番地大晃ビル2階
弁護士法人平井法律事務所
相続財産清算人 弁護士 倉知 孝匡
催告期間満了日 令和7年10月20日
岐阜家庭裁判所多治見支部

令和7年（家）第8019号
静岡県御殿場市東山576番地の1
申立人 大津 年秀
本籍東京都新宿区左門町7番地、最後の住所静岡県御殿場市東山576番地の1、死亡の場所静岡県御殿場市、死亡年月日令和6年10月26日、出生の場所滋賀県大津市、出生年月日昭和8年9月19日、職業無職
被相続人 亡 大津夫佐子
静岡県沼津市白銀町11番地の2白銀町法律事務所
相続財産清算人 弁護士 長橋 良
催告期間満了日 令和7年10月31日
静岡家庭裁判所沼津支部

令和7年（家）第2015号
愛知県豊田市小峯町前田161番地1
申立人 伊藤 充繁
本籍愛知県豊川市新宿町2丁目71番地6、最後の住所愛知県豊川市新宿町2丁目71番地の6、死亡の場所愛知県豊川市、死亡年月日令和6年12月21日、出生の場所愛知県豊川市、出生年月日昭和43年2月20日、職業不明
被相続人 亡 伊藤 孝志
事務所愛知県豊橋市中柴町74番地丸美ロイヤルマンション中柴2階たじま法律事務所
相続財産清算人 弁護士 田嶌 久資
催告期間満了日 令和7年10月19日
名古屋家庭裁判所豊橋支部

令和7年（家）第288号
京都市南区吉祥院石原長田町1番地の1 桂川ハイツ1号館614号室
申立人 枝本 真美
申立人手続代理人弁護士 中村 洗士
本籍京都市上京区堀川通今出川上る南船橋町388番地、最後の住所京都市南区吉祥院石原長田町1番地の1 桂川ハイツ1号館902号室、死亡の場所京都市南区、死亡年月日令和7年1月10日、出生の場所京都市中京区、出生年月日昭和38年12月7日、職業無職
被相続人 亡 中谷 恵祐

事務所京都市中京区烏丸通三条下ル 大同生命京都ビル8階 烏丸法律事務所
相続財産清算人 弁護士 佐竹 明
催告期間満了日 令和7年10月23日
京都家庭裁判所

令和6年（家）第81751号
大阪市港区市岡1丁目15番25号
申立人 大阪市港区保健福祉センター所長 磯村 克彦
本籍鹿児島県指宿市山川福元6631番地、最後の住所大阪府大阪市港区波除2丁目12番16号、死亡の場所大阪府大阪市住之江区、死亡年月日令和6年7月18日、出生の場所鹿児島県損宿郡山川町、出生年月日昭和22年11月30日、職業無職
被相続人 亡 西中川澄夫
大阪府東大阪市長田東2丁目1-33長田平成ビル606
相続財産清算人 弁護士 追谷 聰太
催告期間満了日 令和7年11月14日
大阪家庭裁判所

令和6年（家）第81895号
山口県周南市鶴見台2丁目4番23号
申立人 坂元 英子
本籍兵庫県神戸市長田区神楽町3丁目1番地、最後の住所大阪市西成区萩之茶屋1丁目13番11号アパートフジヤ320号、死亡の場所大阪府大阪市西成区、死亡年月日令和5年6月18日、出生の場所兵庫県神戸市生田区、出生年月日昭和45年2月11日、職業無職
被相続人 亡 坂元 陽一
大阪市北区天神橋2丁目北2番6号 大和南森町ビル9階
相続財産清算人 弁護士 大内 純
催告期間満了日 令和7年11月18日
大阪家庭裁判所

令和7年（家）第80198号
大阪府豊中市上新田2丁目22番27号-B1
申立人 堀 泰夫
本籍大阪府大阪市東住吉区今川2丁目117番地、最後の住所大阪府豊中市新千里北町3丁目4番B32-203号、死亡の場所大阪府箕面市、死亡年月日令和6年1月27日、出生の場所大阪府大阪市住吉区、出生年月日昭和16年5月20日、職業不明
被相続人 亡 寺谷佳江子
兵庫県神戸市中央区中町通2丁目3番2号 三共神戸ツインビル8階 フローラ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 高本 直彰
催告期間満了日 令和7年10月19日
神戸家庭裁判所洲本支部

大阪市浪速区難波中1-10-4 南海SK難波ビル5階
相続財産清算人 弁護士 富田 真平
催告期間満了日 令和7年11月18日
大阪家庭裁判所

令和6年（家）第70285号
兵庫県西宮市六湛寺町10番3号
申立人 西宮市
本籍兵庫県西宮市小松町2丁目22番地、最後の住所兵庫県西宮市池開町1番38号、死亡の場所兵庫県西宮市、死亡年月日令和5年3月15日、出生の場所香川県大川郡鴨庄村、出生年月日昭和23年8月7日、職業自営業
被相続人 亡 横口美佐子
事務所兵庫県西宮市松原町4番1号西宮ステーションビル302号室 西宮法律事務所
相続財産清算人 弁護士 芦原 健
催告期間満了日 令和7年10月24日
神戸家庭裁判所尼崎支部

令和7年（家）第1号
東京都新宿区水道町3番1号
申立人 株式会社住宅債権管理回収機構
本籍三重県南牟婁郡紀宝町瀬原307番地、最後の住所三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿780番地110、死亡の場所三重県南牟婁郡御浜町、死亡年月日令和6年5月6日、出生の場所三重県南牟婁郡紀宝町、出生年月日昭和44年5月15日、職業不明
被相続人 亡 谷端 正広
三重県熊野市井戸町366番地2号 熊野ひまわり基金法律事務所
相続財産清算人 弁護士 坂本 貴生
催告期間満了日 令和7年10月21日
津家庭裁判所熊野支部

令和7年（家）第126号
兵庫県洲本市物部1-12-63
申立人 物部 隆之
本籍兵庫県南あわじ市倭文土井74番地、最後の住所兵庫県洲本市宇原2271番地2、死亡の場所兵庫県神戸市中央区、死亡年月日令和6年9月19日、出生の場所兵庫県三原郡湊町、出生年月日昭和22年7月20日、職業無職
被相続人 亡 寺谷佳江子
兵庫県神戸市中央区中町通2丁目3番2号 三共神戸ツインビル8階 フローラ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 高本 直彰
催告期間満了日 令和7年10月19日
神戸家庭裁判所洲本支部

令和7年(家)第4006号
山口県宇部市常盤町2丁目1番28号常盤町ビル4階
申立人 平戸 修二
本籍山口県周防大島町大字久賀5126番地、最後の住所山口県宇部市西宇部南2丁目2番40号、死亡の場所山口県宇部市、死亡年月日令和7年1月11日、出生の場所山口県大島郡久賀町、出生年月日昭和28年1月27日、職業不詳
被相続人 亡 藤井 政一
山口県宇部市常盤町2丁目1番28号常盤町ビル4階
相続財産清算人 平戸 修二
催告期間満了日 令和7年10月18日
山口家庭裁判所宇部支部

令和7年(家)第80010号
佐賀市水ヶ江4丁目1番40-1号
申立人 大森舞衣子
本籍佐賀県佐賀市大和町大字尼寺1010番地、最後の住所佐賀市大和町大字尼寺1174番地1、死亡の場所佐賀県佐賀市、死亡年月日令和6年12月9日、出生の場所佐賀県佐賀郡富士村、出生年月日昭和32年5月18日、職業不詳
被相続人 亡 福地 寿雅
佐賀県鳥栖市秋葉町3丁目18番地6 司法書士法人州都綜合法務事務所
相続財産清算人 原 弘安
催告期間満了日 令和7年10月20日
佐賀家庭裁判所

令和7年(家)第3007号
熊本中央区出水7丁目25番10号
申立人 川野なみ子
本籍熊本県宇土市城塚町1134番地、最後の住所熊本県合志市御代志722番地7くぬぎ園、死亡の場所熊本県合志市、死亡年月日令和6年12月21日、出生の場所熊本県宇土郡宇土町、出生年月日昭和33年3月2日、職業不詳
被相続人 亡 小旗とも子
事務所熊本市北区植木町大和46番地4
相続財産清算人 徳丸 雅紀
催告期間満了日 令和7年10月19日
熊本家庭裁判所

令和7年(家)第193号
函館市中道2丁目47番19号
申立人 池田久美子
本籍北海道函館市千歳町23番地2、最後の住所函館市美原1丁目26番3-602号、死亡の場所北海道函館市、死亡年月日平成22年1月19日、出生の場所北海道函館市、出生年月日昭和19年2月27日、職業無職
被相続人 亡 濱谷 俊光
函館市中道2丁目1番20号
相続財産清算人 兼平 史
催告期間満了日 令和7年10月24日
函館家庭裁判所

令和6年(家)第40115号
盛岡市内丸12番2号
申立人 盛岡市長 内館 茂
本籍岩手県盛岡市梨木町23番地、最後の住所盛岡市向中野4丁目2番43号アクエルドA101号、死亡の場所岩手県盛岡市、死亡年月日令和5年5月11日、出生の場所岩手県岩手郡滝沢村、出生年月日昭和8年8月15日、職業不詳
被相続人 亡 齊藤 武
事務所盛岡市中ノ橋通2丁目10番26号 中野税務会計法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中野 一夫
催告期間満了日 令和7年11月5日
盛岡家庭裁判所

令和7年(家)第40010号
岩手県滝沢市中鶴飼55番地
申立人 滝沢市
本籍岩手県滝沢市鶴飼洞畑16番地、最後の住所岩手県滝沢市鶴飼洞畑16番地、死亡の場所岩手県滝沢市、死亡年月日令和6年1月12日、出生の場所岩手県岩手郡滝沢村、出生年月日昭和18年5月21日、職業無職
被相続人 亡 齊藤 正
事務所盛岡市紺屋町2番13号 駒井ビル2階
相続財産清算人 弁護士 渡辺 正和
催告期間満了日 令和7年10月31日
盛岡家庭裁判所

令和7年(家)第40019号
岩手県紫波郡矢巾町大字北郡山第7地割3番地
申立人 金子 敏明

本籍岩手県紫波郡矢巾町大字間野々第9地割69番地、最後の住所岩手県紫波郡矢巾町大字間野々第9地割69番地、死亡の場所岩手県盛岡市、死亡年月日令和4年2月9日、出生の場所岩手県紫波郡矢巾町、出生年月日昭和9年4月1日、職業無職
被相続人 亡 谷村 ノエ
事務所盛岡市菜園1丁目3番6号 農林会館7階 盛岡さくら法律事務所
相続財産清算人 弁護士 松本 聰子
催告期間満了日 令和7年10月31日
盛岡家庭裁判所

令和6年(家)第72874号
東京都北区志茂5丁目22番13号
申立人 加藤 禮子
本籍東京都品川区西五反田3丁目249番地、最後の住所東京都北区田端3丁目15番19号、死亡の場所東京都北区、死亡年月日推定令和5年12月、出生の場所東京都杉並区、出生年月日昭和23年3月6日、職業無職
被相続人 亡 小堀 和男
事務所東京都中央区銀座3丁目10番7号銀座京屋ビル6階緑川・北代法律事務所
相続財産清算人 弁護士 北代八重子
催告期間満了日 令和7年10月31日
東京家庭裁判所

令和6年(家)第73412号
東京都荒川区荒川2丁目2番3号
申立人 荒川区
国籍韓国、最後の住所東京都荒川区東日暮里6丁目27番9号、死亡の場所東京都荒川区、死亡年月日令和6年2月13日頃、出生の場所東京都荒川区、出生年月日西暦1930年11月7日、職業無職
被相続人 亡 朴 英子
事務所東京都江東区東陽2丁目4番29号マルシンビル705号 東葉法律事務所
相続財産清算人 弁護士 吉野 智
催告期間満了日 令和7年10月31日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第70048号
東京都江戸川区中央4丁目24-19
申立人 東京都江戸川都税事務所長

本籍東京都江戸川区東小岩1丁目20番、最後の住所東京都江戸川区東小岩1丁目20番8号、死亡の場所東京都江戸川区、死亡年月日令和6年3月15日頃、出生の場所東京都東京本所区、出生年月日昭和16年8月4日、職業不明
被相続人 亡 原 豊生
事務所東京都中央区築地2丁目3番4号メトロシティ築地新富町601号はぜのき法律事務所
相続財産清算人 弁護士 内藤 滋
催告期間満了日 令和7年10月31日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第5012号
横浜市港南区港南台4丁目1番1号テスコビル405
申立人 株式会社横浜黒川スポーツ
本籍神奈川県横浜市金沢区野島町341番地、最後の住所神奈川県逗子市沼間5丁目10番13号、死亡の場所神奈川県逗子市、死亡年月日令和5年12月9日、出生の場所神奈川県横浜市磯子区、出生年月日昭和19年4月12日、職業会社代表者
被相続人 亡 黒川 靖夫
事務所神奈川県横須賀市米が浜通1丁目7番地2サクマ横須賀ビル3階302
相続財産清算人 弁護士 駒田 英隆
催告期間満了日 令和7年10月28日
横浜家庭裁判所横須賀支部

令和6年(家)第4908号
富山市新根塚町3丁目8番地15 田中法律事務所
申立人 田中 智芳
本籍新潟県上越市本町1丁目11番地1、最後の住所富山市東町3丁目4番10号、死亡の場所富山市富山市、死亡年月日令和3年6月28日、出生の場所山口県宇部市、出生年月日昭和3年10月26日、職業無職
被相続人 亡 藤田 末子
富山市新根塚町3丁目8番地15 田中法律事務所
相続財産清算人 弁護士 田中 智芳
催告期間満了日 令和7年10月24日
富山家庭裁判所

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあつたので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和6年(家)第1775号

富山県小矢部市西中野493番地
申立人 尾山 玉子
本籍富山県小矢部市西中野493番地、最後の住所石川県金沢市長坂町チ15番地 岡部病院
不在者 尾山 浩喜
昭和36年3月12日生
届出期間満了日 令和7年7月17日
金沢家庭裁判所

令和7年(家)第14号

大阪府豊中市曾根西町3-18-22-601
申立人 池田 延孝
本籍石川県金沢市粟崎町3丁目168番地1、最後の住所大阪府豊中市浜1丁目13番5号
不在者 池田 孝治
昭和7年2月13日生
届出期間満了日 令和7年7月22日
大阪家庭裁判所

令和6年(家)第304号

兵庫県伊丹市昆陽2丁目165番地1 伊丹東宝ハイツ306号
申立人 銚野 佳子
本籍大阪府大阪市東住吉区中野1丁目1番地、最後の住所奈良県御所市大字櫛羅236番地
不在者 金田 和伸
昭和38年7月24日生
届出期間満了日 令和7年7月18日
奈良家庭裁判所葛城支部

令和6年(家)第845号

奈良県奈良市神功6-3 ナチュラガーデン
高の原1-718
申立人 木村 弘昭
本籍青森県青森市大字細越字栄山340番地1、最後の住所青森県青森市大字細越字栄山340番地1
不在者 木村 義徳
昭和48年9月20日生
届出期間満了日 令和7年7月25日
青森家庭裁判所

令和6年(家)第551号

埼玉県川越市下広谷997-3
申立人 五百川徹夫
本籍新潟県三条市本町3丁目989番地、最後の住所愛知県岡崎市不吹町14番地253 豊栄荘と
不在者 五百川 薫
昭和22年6月6日生
届出期間満了日 令和7年7月25日
名古屋家庭裁判所岡崎支部

令和6年(家)第1015号

愛知県名古屋市北区楠2丁目119番地市営中あじま荘T-8棟306号
申立人 熊谷絵梨奈
本籍愛知県豊田市桑原町桑原118番地1、最後の住所愛知県北設楽郡稻武町大字桑原字桑原118番地1(現在の表示愛知県豊田市桑原町桑原118番地1)
不在者 青木 誠
昭和13年6月22日生
届出期間満了日 令和7年7月25日
名古屋家庭裁判所岡崎支部

令和6年(家)第557号

岡山県倉敷市児島小川5丁目4-9グランメリー児島202
申立人 錦織 鈴子
本籍岡山県倉敷市児島田の口1丁目210番地、最後の住所岡山県倉敷市児島上の町1丁目3番29号
不在者 久米 正義
昭和4年6月25日生
届出期間満了日 令和7年7月25日
岡山家庭裁判所児島出張所

令和7年(家)第93号

山梨県西八代郡市川三郷町鴨狩津向340番地
申立人 渡邊 欣資
本籍福島県南相馬市原町区南町3丁目23番地、最後の住所不明
不在者 大橋 マツ
明治41年3月3日生
届出期間満了日 令和7年7月22日
甲府家庭裁判所都留支部

令和6年(家)第1148号

鹿児島県南さつま市大浦町20078番地
申立人 上前 妙子

本籍鹿児島県枕崎市下松町358番地、最後の住所愛知県安城市今村町前ノ池990番地1
不在者 松崎 俊哉
昭和16年9月30日生
届出期間満了日 令和7年7月22日
名古屋家庭裁判所岡崎支部

令和6年(家)第2247号

京都市北区紫竹竹殿町10番地の10
申立人 吉岡 里子
本籍京都府京都市北区紫竹下緑町39番地、最後の住所京都府京都市北区紫竹竹殿町10番地の10
不在者 吉岡 好一
昭和19年9月7日生
届出期間満了日 令和7年7月28日
京都家庭裁判所

令和6年(家)第2329号

愛知県長久手市作田1丁目714 第一青峰ビル101号
申立人 西村 賢二
本籍京都府京都市北区紫野東藤ノ森町18番地、最後の住所京都府京都市北区紫野東藤ノ森町18番地
不在者 西村 友治
明治35年7月28日生
届出期間満了日 令和7年7月31日
京都家庭裁判所

令和6年(家)第155号

大阪府松原市高見の里1丁目12番6号
申立人 岩崎 広子
本籍徳島県美馬市穴吹町三島字舞中島2152番地、最後の住所本籍に同じ
不在者 岩崎 英雄
昭和22年10月7日生
届出期間満了日 令和7年7月18日
徳島家庭裁判所美馬支部

失踪宣告

令和6年(家)第1674号

本籍愛知県新城市字屋敷142番地、最後の住所愛知県春日井市八幡町5番地1コーコーしきがね
不在者 湯浅 正治
昭和28年6月26日生
令和7年3月8日失踪宣告審判確定
名古屋家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第189号

本籍愛知県豊川市野口町ツイジ51番地12、最後の住所愛知県豊川市野口町ツイジ51番地の12
不在者 高野八千代
昭和16年9月10日生
令和7年3月14日失踪宣告審判確定

名古屋家庭裁判所豊橋支部裁判所書記官
令和6年(家)第113号
本籍三重県伊賀市上友生796番地、最後の住所三重県伊賀市上友生796番地
不在者 腸田 博治
昭和12年5月30日生
令和7年3月14日失踪宣告審判確定
津家庭裁判所伊賀支部裁判所書記官

令和6年(家)第140号

本籍大阪府柏原市大字高井田491番地、最後の住所大阪府柏原市大字高井田以下不詳
不在者 松村 信三
明治36年8月20日生
令和7年3月12日失踪宣告審判確定

大阪家庭裁判所堺支部裁判所書記官

令和6年(家)第5607号

本籍岩手県盛岡市加賀野1丁目98番地、最後の住所東京都台東区根岸2丁目19番16号 貴工会館401
不在者 細越 恒夫
昭和47年7月20日生
令和7年3月15日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第6671号

本籍大阪府松原市阿保6丁目785番地、最後の住所不明
不在者 中岡マスエ
大正2年9月2日生
令和7年3月14日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第397号

本籍茨城県龍ケ崎市4558番地、最後の住所川崎市多摩区菅以下不詳
不在者 吉田 清子
昭和5年2月10日生
令和7年3月15日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所川崎支部裁判所書記官

令和6年(家)第407号

本籍熊本県阿蘇市一の宮町宮地2505番地、最後の住所岐阜市長良海用町2丁目4番地長良川荘3F15号室

不在者 佐藤 謙一

昭和24年3月14日生

令和7年3月15日失踪宣告審判確定

岐阜家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第33号

本籍山口県長門市日置上2546番地、最後の住所山口県長門市日置上2168番地3

不在者 森福 信夫

昭和39年3月15日生

令和7年3月13日失踪宣告審判確定

山口家庭裁判所萩支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和6年(へ)第33号

鹿児島市唐湊1丁目13番25号

申立人 株式会社森山(清)組

代表者代表取締役 森山 崇

申立人代理人弁護士 福元 紳一

同 岸本 圭市

権利を争う旨の申述の終期 令和7年3月11日

令和7年3月13日 大阪簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 TA62771

金額 1,650,000円

支払期日 令和6年8月31日

支払地 大阪市

支払場所 株式会社りそな銀行大阪営業部

振出日 令和6年4月30日

振出地 大阪市

振出人 深田サルベージ建設株式会社 代表取締役 山本 寿生

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和6年(へ)第14号

神奈川県座間市小松原2丁目22番地12

申立人 有限会社外岡特殊産業

代表者代表取締役 外岡 和代

権利を争う旨の申述の終期 令和7年3月17日

令和7年3月18日 名古屋簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 OO203703

金額 420,079円

支払期日 令和6年8月20日

支払地 名古屋市

支払場所 株式会社三井住友銀行上前津支店

振出日 令和6年5月20日

振出地 白地

振出人 北上槌屋デカル株式会社 代表取締役 大原 康之

受取人 申立人

最終所持人 申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第429号

横浜市都筑区大熊町36番地2

債務者 有限会社三原製作所

代表者清算人 糸原 宗右

1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 前田 泰志
4 破産債権の届出期間 令和7年5月1日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午前11時50分

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第635号

横浜市青葉区あかね台2丁目6番地24

債務者 HEL PUL株式会社

代表者代表取締役 市川 博基

1 決定年月日時 令和7年3月31日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 畑 裕士
4 破産債権の届出期間 令和7年5月2日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午後2時30分

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第2054号

富山県下新川郡朝日町草野271番地3、商業登記簿上の本店所在地東京都品川区戸越6丁目10番17号

債務者 株式会社TSS

代表者代表取締役 田中 淳

1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 日高 章
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午後3時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第154号

神奈川県横浜市港北区新羽町4165番地

債務者 杉谷工機株式会社

代表者代表取締役 杉谷 隆二

1 決定年月日時 令和7年4月1日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 加藤 勝
4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午後1時30分

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第33号

埼玉県川越市大字小堤455番地3

債務者 株式会社アストラ

代表者代表取締役 石田 昂希

1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山口 和光
4 破産債権の届出期間 令和7年5月16日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午後2時

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第38号

群馬県太田市藤阿久町749番地の2

債務者 有限会社金谷運輸機工

代表者代表取締役 金谷 秀一

1 決定年月日時 令和7年3月28日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 青木 一郎
4 破産債権の届出期間 令和7年5月22日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午後1時10分

前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第221号

埼玉県飯能市大字飯能682番地

債務者 有限会社島田精機工業

代表者取締役 島田 聰英

1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 細田 初男
4 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午後2時30分
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第34号

松江市浜乃木3丁目4番23号

債務者 株式会社エルフォース

代表者取締役 竹原 肇

1 決定年月日時 令和7年3月31日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 和久本 光
4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午後1時30分
松江地方裁判所民事部

令和7年(フ)第45号

宮崎県日向市大字幸脇1106番地

債務者 遠見漁業生産組合

代表者理事 黒木 泰彦

1 決定年月日時 令和7年3月28日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 松岡 優子
4 破産債権の届出期間 令和7年5月2日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午前10時
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第34号	山口県下関市武久町1丁目39番5号 債務者 合同会社ヨミライ 代表者代表社員 辻 孝太郎 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松崎 舞子 4 破産債権の届出期間 令和7年5月27日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午後1時30分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 山口地方裁判所下関支部破産係
令和7年(フ)第202号	神戸市北区北五葉5丁目6番20号 債務者 O S 合同会社 代表者代表社員 鈴木 繁 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小田 祐資 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午前10時30分 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1307号	大阪府門真市野里町2番25号 債務者 株式会社松栄 代表者代表取締役 松田 恒明 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀 政哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後2時40分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第299号	名古屋市中区栄2-8-7 シーエフ伏見ビル3階 債務者 株式会社Liaison 代表者代表取締役 北原 喬 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 深尾 至 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午前10時30分 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第449号	名古屋市中区栄5丁目4番2号 債務者 株式会社c i q k 代表者代表取締役 横井 健人 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福手 雅人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前10時50分 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第129号	札幌市白石区東札幌5条3丁目1番37-302号 債務者 株式会社ベンチャーブランニング 代表者代表取締役 鎌田 達也 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 齊藤 佑揮 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午前11時 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第56号	愛知県豊川市中央通4丁目50番地 債務者 マルシン鮮魚株式会社 代表者代表取締役 岡田 晃三 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大塚公美子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午前10時 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和6年(フ)第1164号	神戸市北区有野町有野3441番地の15 債務者 中井 建夫 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 友廣 隆宣 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午前11時30分 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第32号	香川県木田郡三木町大字平木1070番地31 債務者 中川めぐみ 1 決定年月日時 令和7年3月31日午前9時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡 朋樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午前10時 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和7年(フ)第449号	1 決定年月日時 令和7年3月31日午前9時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 倉知 孝匡 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午後2時 岐阜地方裁判所御嵩支部
令和7年(フ)第118号	兵庫県加古川市尾上町安田199番地1 債務者 株式会社パシオネ 代表者代表取締役 大西 健 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中谷 翼 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午後1時10分 神戸地方裁判所姫路支部
令和4年(フ)第1468号	名古屋市中村区椿町7番1号 債務者 株式会社OVA21 代表者代表取締役 神保 成章 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上田 敏喜 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午後3時 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第380号	岡山県倉敷市鶴の浦3丁目3番6-12号 債務者 株式会社ウイハル建設 代表者代表取締役 藤枝 悠香 (商業登記簿上の氏名片山悠香) 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 有本 耕平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後2時 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第87号	静岡県沼津市千本中町11番地の2 債務者 有限会社ヤマリ 代表者取締役 前田 詞男 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長橋 良 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午前10時 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第30号 新潟県村上市大場沢3220番地1 債務者 株式会社稻葉工業 代表者代表取締役 稲葉 栄行 1 決定年月日時 令和7年4月1日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 水内 基成 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月18日午前10時 新潟地方裁判所新発田支部	1 決定年月日時 令和7年4月1日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 年森 俊宏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月24日午後1時30分 宮崎地方裁判所破産係	令和6年(フ)第378号 香川県高松市福岡町2丁目9番1-801号 スカイハイツ玉藻 債務者 株式会社トータル72 代表者代表清算人 松本 哲 1 決定年月日時 令和7年4月1日午前9時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 加藤 創一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月7日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第30号 京都市右京区龍安寺西ノ川町8番地 債務者 TANTO合同会社 同特別代理人 寺前 愛子 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 真鍋 京子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月18日午前10時 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月1日午前9時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 齊藤 真吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月25日午後1時30分 高松地方裁判所民事部破産・再生係	令和7年(フ)第69号 香川県高松市栗林町1丁目9番19-1201号 債務者 有限会社アイビジョン 代表者代表取締役 日比 雄三 1 決定年月日時 令和7年4月1日午前9時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小池 翼 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月2日午前10時30分 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和7年(フ)第51号 香川県高松市塩上町3丁目20番6号 債務者 有限会社ラタンハウス 代表者代表取締役 川田 好邦 1 決定年月日時 令和7年4月1日午前9時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大場 亨 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月18日午前10時 高松地方裁判所民事部破産・再生係	1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平井 智也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月26日午後2時20分 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1010号 大阪府寝屋川市河北中町28番21号 債務者 株式会社仁翔 代表者代表取締役 川原 悟 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小池 翼 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月3日午後1時30分 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第128号 兵庫県尼崎市浜3丁目18番8号 債務者 有限会社藤塚工務店 代表者代表取締役 藤塚 宗一 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡林 幸雄 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月23日午前10時 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係	1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 徹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月30日午後1時30分 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第356号 さいたま市岩槻区宮町1丁目2番31号 債務者 有限会社Mセレクション 代表者代表取締役 安藤水奈子 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小池 翼 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月3日午後1時30分 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第458号 札幌市中央区南15条西15丁目2番8-403号 債務者 株式会社ルイシスさっぽろ 代表者代表取締役 佐藤 茜 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 桐澤祐佳里 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月1日午後1時45分 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 黒澤 洋介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月4日午後1時30分 さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和6年(フ)第378号 香川県高松市福岡町2丁目9番1-801号 スカイハイツ玉藻 債務者 株式会社トータル72 代表者代表清算人 松本 哲 1 決定年月日時 令和7年4月1日午前9時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 加藤 創一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月7日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第124号 宮崎県児湯郡都農町大字川北15164番地1 債務者 都農ペレット工業株式会社 代表者代表取締役 河野 章弘	1 決定年月日時 令和7年4月1日午前9時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 茜 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月1日午後1時45分 大阪市東成区中本5丁目27番15号 債務者 有限会社平田製版 代表者取締役 平田 孝	令和6年(フ)第711号 埼玉県入間市新久清水沢820番地51号 債務者 門馬建興運輸有限会社 代表者代表取締役 門馬 裕紀 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 新井 賢治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月9日午後1時40分 さいたま地方裁判所川越支部 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
令和7年(フ)第23号 宮城県石巻市小船越字堤下153番地 債務者 佐藤 正一 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松浦健太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午後4時30分	6 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 仙台地方裁判所石巻支部破産係	令和7年(フ)第23号 宮城県石巻市小船越字堤下153番地 債務者 佐藤 正一 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松浦健太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午後4時30分
令和7年(フ)第14号 福岡県八女市前古賀24番地1、住民票上の住所岐阜県岐阜市粟野西5丁目714番地2 債務者 藤田 芳親 1 決定年月日時 令和7年3月31日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 富永孝太朗 4 破産債権の届出期間 令和7年4月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月28日午後1時45分	6 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 福岡地方裁判所八女支部破産係	令和7年(フ)第14号 福岡県八女市前古賀24番地1、住民票上の住所岐阜県岐阜市粟野西5丁目714番地2 債務者 藤田 芳親 1 決定年月日時 令和7年3月31日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 富永孝太朗 4 破産債権の届出期間 令和7年4月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月28日午後1時45分

青森県五所川原市金木町喜良市弓矢形10番地

1 債務者 澤田 勝利

- 1 決定年月日時 令和7年3月31日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山口 最史
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで

青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和7年(フ)第31号

青森県つがる市森田町森田駒ケ瀬30番地16
第2月見野丘団地36号

債務者 木村 行孝

- 1 決定年月日時 令和7年3月31日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山川 理宏
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午後3時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで

青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和7年(フ)第114号

神奈川県伊勢原市小稻葉100番地の9 ラグ
ジュアリーB102号

債務者 滝井 英司

- 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大森 淳
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第487号

名古屋市守山区甘軒家3番19号

債務者 谷 弘行

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山田 陽介

4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午前10時10分

6 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第442号

愛知県あま市下萱津九反田33番地 ピュアハウスマ202号

債務者 伊藤 勝太

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小澤 尚記
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第39号

群馬県太田市藤阿久町749番地2

債務者 金谷 秀一

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 青木 一郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午後1時10分
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第52号

香川県高松市上福岡町901番地3 ファミール上福岡1402

債務者 川田 好邦

- 1 決定年月日時 令和7年4月1日午前9時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大場 亨
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第155号

神奈川県中郡二宮町二宮619番地の6 ツインハイツ1棟101

債務者 杉谷 啓吉

- 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 勝
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第156号

神奈川県中郡二宮町一色1311番地の5 一色ハイツ106

債務者 杉谷 隆二

- 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 勝
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第223号

埼玉県飯能市大字飯能682番地4

債務者 島田 里子

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 細田 初男
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第531号

神奈川県海老名市東柏ヶ谷1丁目22番14号
債務者 明吉 伸悦

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上 敦規

4 破産債権の届出期間 令和7年4月30日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月2日午後2時

6 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第407号

東京都小金井市東町4丁目44番4号白樺ハイツ202

債務者 渡邊 雄一

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 池浦 慧
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月4日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第445号

東京都八王子市大和田町6丁目22番3号緑荘202号

債務者 常盤 武史

- 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 後藤 裕太
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月4日午後1時15分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第16号

川崎市中原区木月3丁目9番21号 瞳 102

債務者 奥村 真由

- 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 矢口 統一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月10日前10時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

<p>令和7年(フ)第360号 東京都日野市大字日野480番地の1 ベラ ヴィータ204 債務者 岡本 彩未(旧姓菅原) 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鳥生 尚美 4 破産債権の届出期間 令和7年5月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月10日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p> <p>令和7年(フ)第420号 東京都町田市南町田2丁目15番47号 債務者 河野 隆一 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三村 義幸 4 破産債権の届出期間 令和7年4月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月11日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p> <p>令和7年(フ)第7号 静岡県三島市谷田(西富士見)113番地、住民票上の住所静岡県三島市梅名97番地の2 債務者 後藤 亘 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 孝介 4 破産債権の届出期間 令和7年4月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月13日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第142号 静岡市葵区千代2丁目24番86号、旧住所静岡市葵区両替町2丁目1番地の6 マサキビル1階 債務者 日高 正貴 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石橋 賢一 4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで</p>	<p>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月16日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 静岡地方裁判所民事第2部</p> <p>令和7年(フ)第330号 横浜市西区桜木町4丁目14番地1 リーデンスクエア桜木町307号 債務者 畠山 圭司 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小山 昌人 4 破産債権の届出期間 令和7年4月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月30日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p> <p>令和7年(フ)第88号 静岡県沼津市千本中町11番地の1 債務者 前田 詞男 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長橋 良 4 破産債権の届出期間 令和7年4月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月12日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第636号 東京都町田市中町2丁目16番14-904号 債務者 市川 博基 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 畑 裕士 4 破産債権の届出期間 令和7年5月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月9日午後2時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 横浜地方裁判所第3民事部</p> <p>令和7年(フ)第70号 新潟市東区白銀1丁目3番地6 債務者 村松 三男 1 決定年月日時 令和7年3月31日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 輪倉 大流 4 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午前10時20分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 山口地方裁判所下関支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第197号 京都府長岡京市開田4丁目8番1号 長岡中央第一ビル 301 債務者 関口 貴矢 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三上 了資 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月4日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第37号 宮崎県日向市大字幸脇1130番地 債務者 黒木 泰彦 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松岡 優子 4 破産債権の届出期間 令和7年5月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午前10時5分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 宮崎地方裁判所延岡支部</p> <p>令和7年(フ)第35号 福岡県北九州市小倉北区黒住町1番23号 債務者 辻 孝太郎 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松崎 舞子 4 破産債権の届出期間 令和7年5月27日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午後1時40分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 山口地方裁判所下関支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第197号 京都府長岡京市開田4丁目8番1号 長岡中央第一ビル 301 債務者 関口 貴矢 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三上 了資 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月4日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係</p>
--	---	---

令和7年(フ)第149号 北九州市八幡東区祇園3丁目4番21-503号 債務者 谷川 晴紀 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 健一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月6日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日時 令和7年3月28日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 後藤 謙典 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月31日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 布木 純 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前11時5分 5 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第35号 北海道北見市ひかり野6丁目2番地7 債務者 福澤 信敬 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 信孝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 釧路地方裁判所北見支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月1日午前9時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 加藤 創一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係	1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 後藤 謙典 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和7年(フ)第327号 兵庫県西宮市笠屋町13番19号 債務者 平野 正 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡来 英介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第19号 福岡県嘉穂郡桂川町大字土師2399番地1 債務者 友松 佑介 1 決定年月日時 令和7年3月31日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 明石美紗子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 福岡地方裁判所飯塚支部民事部	1 決定年月日時 令和7年4月1日午前9時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹村 知己 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐々木康晴 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 仙台地方裁判所古川支部破産係	令和7年(フ)第18号 埼玉県本庄市銀座2丁目5番23号 レインボーハウス501 債務者 関善寿こと SEKI I HARA A GUSTIN SENYIこと セキ イハラ アグスティン ゼンジ 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 保岡 哲也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年(フ)第289号 宮城県塩竈市西玉川町10番19号 シャーメゾン西玉201号、従前の住所仙台市若林区荒井東2丁目6番地の4 サンコート205 債務者 相澤 季由 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 丸崎 潤也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 蟹川 敦之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田村 義明 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第132号 埼玉県日高市大字上鹿山715番地60 債務者 岸村 光則 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横山 聰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第331号 大阪市都島区内代町2丁目15番30-603号、事業所所在地大阪市都島区都島中通2-24-13 ルネッサンスペルシティー1階 債務者 Kindnexusこと菜美らことN a Churaこと 緒方 伸幸 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 蟹川 敦之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田村 義明 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小澤 理江(旧姓佐久間) 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第166号 埼玉県所沢市中富南3丁目14番地の2 プラネットところざわB-201 債務者 蒼和こと 川田 洋 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川村 純 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第318号 仙台市青葉区旭ヶ丘2丁目21番40号 カーサプリメーラ106 債務者 佐藤 美咲	1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柿崎 祐子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月5日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 別所 美保 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 神戸地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第138号 神戸市北区南五葉2丁目4番32-304号 債務者 波田 鉄秀 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川村 純 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第928号 仙台市宮城野区幸町5丁目3番1-512号 債務者 柿崎 祐子	1 決定年月日時 令和7年3月31日午前9時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 別所 美保 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月5日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久保田 優子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前11時5分 5 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和7年(フ)第104号 兵庫県西宮市笠屋町13番19号 債務者 平野 正 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡来 英介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第129号 兵庫県尼崎市浜3丁目18番8号 債務者 藤塚 宗一 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡林 幸雄 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係 令和6年(フ)第3234号 大阪市東淀川区小松1丁目6番29号 塩道ハイツ 301号 債務者 岩本貴志こと 李 泰貴 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松本 卓也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後2時50分 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第108号 埼玉県坂戸市大字上吉田431番地7 債務者 安野 隆英 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 磯部 静夫 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで さいたま地方裁判所川越支部 令和7年(フ)第118号 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保284番地3 ウイステリア801-504号 債務者 中山 繁 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 寛太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで さいたま地方裁判所川越支部 令和7年(フ)第539号 横浜市泉区岡津町1500番地2 ルネ戸塚弥生台503号 債務者 山田 路人	1 決定年月日時 令和7年3月31日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小原多江子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午前11時40分 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(フ)第3218号 大阪府寝屋川市寝屋新町2番19号 債務者 寿ロースことひと皿焼肉寿こと 西村 俊和 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 影山 秀樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午後2時50分 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第581号 大阪市淀川区木川東4丁目12番6-505号 債務者 大橋 一輝 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大森 裕子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第1011号 大阪府寝屋川市河北中町28番21号 債務者 川原 健 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平井 智也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第1132号 大阪府門真市北岸和田2丁目8番6-505号 債務者 植好こと 斎藤 好正 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高江洲ひとみ 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第1277号 大阪府東大阪市小若江3丁目14番29号、前住所大阪府交野市倉治5丁目3番14-2号 債務者 鈴木 直人 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 根來 伸旭 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 大阪地方裁判所第6民事部 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第346号 札幌市中央区南18条西9丁目2番54号 債務者 上出 恒 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小田嶋真悟 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第34号 埼玉県川越市大字西1丁目23番地2 (メゾンサンライズ105号室) 債務者 石田 昂希 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山口 和光 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで さいたま地方裁判所川越支部 令和7年(フ)第86号 埼玉県川越市豊田町3丁目19番地8 債務者 小山内 渉 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 塚田小百合 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで さいたま地方裁判所川越支部 令和7年(フ)第1058号 大阪市旭区生江1丁目8番2-505号 債務者 佐藤 晋 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 芳之内大輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 大阪地方裁判所第6民事部
--	---

令和7年(フ)第67号

埼玉県吉川市大字平沼38番地6 ロジュマン
205号室、旧住所埼玉県吉川市きよみ野4丁
目1番地2 ゼファーきよみ野グリーンア
ヴェニュー A-406
債務者 徒住 政幸
1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 黒澤 洋介
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年7月4日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第1079号

堺市中区深阪1丁2番36号
債務者 平田 孝
1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 林堂 佳子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年7月7日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第712号

埼玉県日高市大字女影1637番地3
債務者 門馬 裕紀
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 新井 賢治
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年7月9日午後1時40分
5 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第61号

埼玉県川越市大字大袋新田433番地6 (グ
ランデエステⅡ304)
債務者 引地 勇佑
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 西里 壮史
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年7月9日午後2時
5 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第125号

埼玉県鶴ヶ島市富士見2丁目20番24号 ブ
ルージュ、K. 201号
債務者 中嶋 純
1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 高橋毅久男
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年7月9日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第222号

埼玉県飯能市大字飯能682番地
債務者 島田 聰英
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 細田 初男
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年7月9日午後2時30分
5 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第112号

宮崎市花ヶ島町屋形町1231番地1 第2中村
マンション305号
債務者 黒木 義人
1 決定年月日時 令和7年4月1日午後1時30
分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 矢野間浩司
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年7月11日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第92号

宮崎市大字恒久633番地
債務者 谷川由美子
1 決定年月日時 令和7年4月1日午後1時30
分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 増田 良文
4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間

令和7年(フ)第355号

名古屋市緑区小坂1丁目901番地 シティ
ファミリー小坂C棟603号
債務者 藤澤 真弘
1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第360号

愛知県知多郡東浦町大字石浜字中央21番地の
7
債務者 富山 勝利
1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第361号

愛知県知多郡東浦町大字石浜字中央21番地の
7
債務者 富山スミ子
1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第365号

名古屋市北区上飯田北町4丁目75番地の3
上飯田第2団地1棟1011号
債務者 青山 浩司
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第375号

名古屋市緑区浦里1丁目111番地 アドバン
ス浦里65号
債務者 田村 一政
1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第377号

愛知県東海市高横須賀町大宮1番地 A棟
106号
債務者 小成 雅子
1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第388号

名古屋市千種区千種1丁目16番19号 エステ
ムコート名古屋千種グレイス1501号
債務者 佐々木杏輔
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第391号

愛知県春日井市中央台4丁目1番地2 213
号棟504号室、従前の住所岐阜県土岐市泉町
定林寺605番地の1
債務者 加藤 栄一
1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第403号 愛知県大府市若草町4丁目239番地の5 コンフォート若草601号 債務者 井浪 遥 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第431号 愛知県春日井市白山町1丁目17番地1 セントレア白山206号 債務者 坂本 康男 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	名古屋市中村区中村町6丁目75番地の2 メゾン金森1A号、従前の住所名古屋市名東区大針3丁目5番地 シャンポール大針II205号 債務者 上原加奈世 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	名古屋市中村区中村町6丁目75番地の2 メゾン金森1A号、従前の住所名古屋市名東区大針3丁目5番地 シャンポール大針II205号 債務者 藤田摩衣子 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第443号 名古屋市中区丸の内3丁目6番7号 プレサンスTHE久屋大通レジデン1109号 債務者 小泉 瑞佳 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	名古屋市港区九番町1丁目1番地の1 中駒九番団地2棟302号 債務者 深谷 孝仁 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	名古屋市中区栄1丁目24番34号 エステムコート名古屋栄プレシャス804号 債務者 村上 七海 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第452号 愛知県あま市七宝町桂河原1303番地2 債務者 後藤 茉美 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	愛知県小牧市大字久保一色3383番地13 コーポあい202号、従前の住所愛知県小牧市大字舟津1045番地1 サニーダブル203号 債務者 M I N S O G A N G 閔 昭康 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	愛知県海部郡大治町大字西條字狐海道201番地 フォーブルB102号 債務者 前田 彩加 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第460号 名古屋市港区野跡4丁目1番1-401号 みなと荘 債務者 深川 桂子	令和7年(フ)第464号 名古屋市中村区中村町6丁目75番地の2 メゾン金森1A号、従前の住所名古屋市名東区大針3丁目5番地 シャンポール大針II205号 債務者 上原加奈世 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第473号 名古屋市熱田区沢上1丁目7番15号 債務者 藤田摩衣子 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第460号 名古屋市港区野跡4丁目1番1-401号 みなと荘 債務者 深川 桂子	令和7年(フ)第478号 名古屋市中区栄1丁目24番34号 エステムコート名古屋栄プレシャス804号 債務者 村上 七海 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第483号 愛知県海部郡大治町大字西條字狐海道201番地 フォーブルB102号 債務者 前田 彩加 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第471号 愛知県大府市東新町6丁目87番地の1 グランパスII205号 債務者 赤木広太郎	令和7年(フ)第470号 愛知県小牧市大字久保一色3383番地13 コーポあい202号、従前の住所愛知県小牧市大字舟津1045番地1 サニーダブル203号 債務者 M I N S O G A N G 閔 昭康 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第485号 愛知県海部郡大治町大字西條字附田22番地の1 PRIMIYELL TSUNEKAWA 305号 債務者 吉坂あゆみ 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第471号 愛知県大府市東新町6丁目87番地の1 グランパスII205号 債務者 赤木広太郎	令和7年(フ)第473号 名古屋市中村区中村町6丁目75番地の2 メゾン金森1A号、従前の住所名古屋市名東区大針3丁目5番地 シャンポール大針II205号 債務者 上原加奈世 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第492号 名古屋市中村区中村町3丁目83番地 債務者 笠松 勇志 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第494号 名古屋市中区沖田町233番地 フリーデン岩塚401号 債務者 高井 龍志 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第50号 愛知県蒲郡市鹿島町東山1番地1 県営鶴ヶ浜住宅8-404、従前の住所愛知県蒲郡市形原町東欠ノ上10番地4 債務者 上田万起子 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第102号 愛知県豊田市越戸町安貝戸204番地13 ウッディハウスII 305号 債務者 山森 巧 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ)第494号 名古屋市中区沖田町233番地 フリーデン岩塚401号 債務者 高井 龍志 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第50号 愛知県蒲郡市鹿島町東山1番地1 県営鶴ヶ浜住宅8-404、従前の住所愛知県蒲郡市形原町東欠ノ上10番地4 債務者 上田万起子 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第102号 愛知県豊田市越戸町安貝戸204番地13 ウッディハウスII 305号 債務者 山森 巧 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第111号
愛知県岡崎市大和町字平野100番地1 ルミ
ナスN 102
債務者 平岩 大二
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第113号
愛知県岡崎市井田町字西田58番地1 ハイス
テージ城山 102
債務者 末吉 正隆
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第114号
愛知県岡崎市井田町字西田58番地1 ハイス
テージ城山 102
債務者 末吉 富子
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第341号
埼玉県朝霞市岡3丁目24番34-3号
債務者 皆本 杏樹
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第381号
埼玉県久喜市除堀674番地5
債務者 鈴木 雅直

1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第401号
 さいたま市浦和区常盤10丁目6番15号 ベルデュール103
 債務者 小平 龍也
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第404号
 埼玉県和光市下新倉1丁目5番7号 花菱和光102、旧住所埼玉県和光市丸山台2丁目1番16号 シャルール209
 債務者 菅野 杏華
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで
 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第157号
 埼玉県三郷市戸ヶ崎2丁目551番地
 債務者 ピノキオこと 粕谷 宗春
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで
 さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第190号
 埼玉県八潮市大字木曾根1421番地1 カーサデルマール205、旧住所千葉県松戸市馬橋1923番地の6 グラン・リーオ905号
 債務者 小出 剛士

1 決定年月日時 令和 7 年 3 月 28 日午後 5 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和 7 年 5 月 22 日まで
 さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和 7 年 (フ) 第 134 号
北九州市小倉北区下富野 1 丁目 3 番 4 号
債務者 阿部 静香

1 決定年月日時 令和 7 年 3 月 28 日午後 4 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和 7 年 5 月 19 日まで
 福岡地方裁判所小倉支部第 1 民事部

令和 7 年 (フ) 第 136 号
北九州市小倉南区志徳 1 丁目 1 番 34-102 号
債務者 木村 勝一

1 決定年月日時 令和 7 年 3 月 31 日午後 4 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和 7 年 5 月 19 日まで
 福岡地方裁判所小倉支部第 1 民事部

令和 7 年 (フ) 第 166 号
北九州市八幡東区尾倉 2 丁目 3 番 3-302 号
債務者 吉屋 義弘

1 決定年月日時 令和 7 年 3 月 28 日午後 3 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和 7 年 5 月 19 日まで
 福岡地方裁判所小倉支部第 1 民事部

令和 7 年 (フ) 第 169 号
北九州市小倉北区片野 5 丁目 1 番 23 号
債務者 田村満寿恵

1 決定年月日時 令和 7 年 3 月 28 日午後 2 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第183号

北九州市八幡西区筒井町13番21-202号
債務者 八木 和巳

1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第49号

埼玉県ふじみ野市西鶴ヶ岡1751番地7
債務者 小笠原道範

1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第123号

埼玉県狭山市大字東三ツ木268番地の3 新
狭山ゴルフコーポ103
債務者 大森 信行

1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第163号

埼玉県所沢市松葉町16番3号
債務者 竹村 昂子

1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第62号 埼玉県行田市長野1丁目27番26号 債務者 坪井 浩美 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	1 決定年月日時 令和7年3月31日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係	1 決定年月日時 令和7年3月31日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 横浜地方裁判所第3民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 長崎地方裁判所五島支部
令和7年(フ)第77号 埼玉県東松山市大字東平1894番地58 債務者 津野健一郎 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	1 決定年月日時 令和7年3月31日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日時 令和7年3月31日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第624号 神奈川県藤沢市鵠沼藤が谷4丁目19番33号 サンローズ鵠沼C201 債務者 淀川 肇 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 仙台地方裁判所気仙沼支部
令和7年(フ)第63号 静岡県田方郡函南町大土肥5番地 フォンティーヌ小高壱番館208 債務者 斎藤 紗花(旧姓樋口) 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	1 決定年月日時 令和7年3月31日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日時 令和7年3月31日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第702号 横浜市港南区港南6丁目9番16-202号 債務者 永田 裕樹 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第63号 静岡県田方郡函南町大土肥5番地 フォンティーヌ小高壱番館208 債務者 斎藤 紗花(旧姓樋口) 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月31日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日時 令和7年3月31日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第940号 大阪市都島区高倉町1丁目6番11号 カテリーナ都島 605号 債務者 田村 猛 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第359号 香川県高松市国分寺町福家甲3996番地10 債務者 熊野拓也こと Y I L E I 伊磊 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係	1 決定年月日時 令和7年3月31日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日時 令和7年3月31日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第207号 京都市東山区福稲柿本町22番地7 水明荘A-103号室 債務者 前田 稔子 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第12号 香川県高松市川島本町248番地14 債務者 守山 菜央	1 決定年月日時 令和7年3月31日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係	1 決定年月日時 令和7年4月1日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	令和7年(フ)第5号 長崎県五島市吉久木町1467番地1、旧住所長崎県福江市大荒町22番地3 債務者 田中 隆二 1 決定年月日時 令和7年4月1日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第222号 神奈川県藤沢市辻堂西海岸2丁目7番2-501号 債務者 土田 愛			3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1081号 大阪市西淀川区千舟3丁目4番1-305号 今池方 債務者 清水 広美 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第45号 広島県福山市内海町口2552番地、住民票上の住所広島県福山市川口町3丁目10番6号 住吉住宅7号 債務者 渡邊 宮子 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係	令和7年(フ)第75号 愛媛県松山市味酒町3丁目4番地17 サンクオーレ古町101号 債務者 穂積知賀子 1 決定年月日時 令和7年4月1日前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 松山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第1109号 大阪市住吉区我孫子2丁目11番2号 三福マンション401号 債務者 谷原 和子 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 神戸地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第121号 神戸市東灘区住吉宮町5丁目7番24号 債務者 岡本加奈絵 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係	令和7年(フ)第81号 愛媛県松山市緑町1丁目4番地3 渡部ビル302号 債務者 白石 雅哉 1 決定年月日時 令和7年4月1日前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 松山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第1252号 大阪府吹田市高野台1丁目2番2-806号 債務者 吉武 真平 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 広島地方裁判所第三次支部	令和7年(フ)第11号 広島県三次市三次町1135番地2 (太才町アパート3号) 債務者 平石 広宜 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係	令和7年(フ)第79号 宮崎市佐土原町下田島4882番地 債務者 黒川勇次朗 1 決定年月日時 令和7年4月1日前1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第1258号 大阪市旭区今市1丁目4番27号 ジョイス千林108号 債務者 桥田 敏雄 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年4月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 金沢地方裁判所民事部	令和7年(フ)第48号 石川県野々市市藤平田2丁目26番地 債務者 勝水 一英 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 広島地方裁判所第三次支部	令和7年(フ)第53号 愛媛県松山市竹原町630番地1 山本第2ハイツ602号 債務者 宮内 文夫 1 決定年月日時 令和7年4月1日前9時50分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年(フ)第1288号 大阪市西成区梅南1丁目2番26-712号、前住所大阪府守口市寺方元町1丁目8番1-201号 債務者 井上 恵子	1 決定年月日時 令和7年3月31日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第151号 兵庫県西宮市甲子園町14番11号ヴィラージュ甲子園A-2号 債務者 尾崎 啓介 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係	令和7年(フ)第64号 愛媛県松山市針田町103番地5 メゾン川吾201号 債務者 小野美智也 1 決定年月日時 令和7年4月1日前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 松山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第1288号 大阪市西成区梅南1丁目2番26-712号、前住所大阪府守口市寺方元町1丁目8番1-201号 債務者 井上 恵子	1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第25号 神奈川県厚木市恩名3丁目15番34号 ホワイトイハツ本厚木103、前住所神奈川県厚木市山際189番地1 フォーリスト21 105 債務者 金子 彩 (旧姓辻・山本) 1 決定年月日時 令和7年4月1日前3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和7年(フ)第25号 神奈川県厚木市恩名3丁目15番34号 ホワイトイハツ本厚木103、前住所神奈川県厚木市山際189番地1 フォーリスト21 105 債務者 金子 彩 (旧姓辻・山本) 1 決定年月日時 令和7年4月1日前3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第1888号	東京都大田区山王1丁目39-8-202 債務者 姜 貞延 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1889号	東京都練馬区田柄2丁目35-22 債務者 前迫貴代美 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1929号	東京都杉並区南荻窪4丁目35-21-206 債務者 森田 智子 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1930号	東京都豊島区南大塚2丁目14-2 新大塚第2ビル202 債務者 又吉 学 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1931号	東京都中野区弥生町1丁目50-12-102 債務者 坂元 一文 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1935号	東京都江戸川区松江7丁目24-22-202 債務者 鈴木 勝寿 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1953号	東京都足立区梅島2丁目33-12 債務者 大橋美恵子 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1954号	東京都葛飾区東金町2丁目10-14-302 債務者 小柳 愛 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1955号	東京都江戸川区区平井7丁目1-18 山下荘 債務者 荒井修一郎 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月3日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1983号	東京都中野区江古田4丁目23-9-101 債務者 時田 愛梨 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1984号	東京都豊中市本町2丁目4番47号 203号 債務者 森田 茜 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月17日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1985号	東京都江戸川区興宮町8-4 債務者 宮 美咲 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月3日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1986号	大阪府豊中市庄内幸町2丁目23番26号 債務者 佐藤 千夏(旧姓藤村・勝元) 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月13日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1987号	東京都世田谷区等々力4丁目13-10-201 債務者 嘉数 光 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月3日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2031号 東京都江東区大島6丁目1-6-1342 債務者 林 龍治 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月3日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1952号 東京都北区王子2丁目9-4-306 債務者 寺田 孝 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(フ)第384号 佐賀県神埼市神埼町本告牟田1364番地3 破産者 有限会社オート・ギャラリー・ウーマン 1 決定年月日 令和7年3月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 佐賀地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第2055号 東京都品川区北品川1丁目5-1-322 債務者 萩木 禮子 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月3日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2094号 東京都練馬区西大泉5丁目30-24-202 債務者 長内 憲一 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(フ)第2792号 名古屋市中川区高畠5丁目244番地 破産者 株式会社千喜紙工 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 佐賀地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第2086号 東京都足立区南花畑3丁目32-13 債務者 小野寺加奈子 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月3日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第763号 栃木県大田原市中田原512番地1 東雲202号、前住所栃木県大田原市宇田川1787番地55 破産者 阿曾 仁 1 決定年月日 令和7年3月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	1 決定年月日 令和7年3月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(フ)第7165号 川崎市高津区久末1987-1 破産者 合同会社T.N. L I N K 1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2092号 東京都江東区北砂2丁目11-5 債務者 大渕 裕亮 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月3日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第772号 栃木県大田原市北野上943番地5 破産者 アクア合同会社 1 決定年月日 令和7年3月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	1 決定年月日 令和7年3月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(フ)第105号 福岡県行橋市西宮市1丁目2番5号 メゾンU A号室 破産者 吉田 明美 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所行橋支部破産係
令和7年(フ)第2094号 愛知県北名古屋市鹿田流62番地の1 破産者 株式会社ブルーウォーター	破産手続廃止 令和6年(フ)第1014号 名古屋市中区新栄3丁目20番27号 破産者 有限会社メディアプランニング 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	令和6年(フ)第773号 栃木県大田原市北野上943番地5 破産者 クリスタルデザインこと 李 俊明 1 決定年月日 令和7年3月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	破産手続廃止及び免責許可決定 令和6年(フ)第101号 福岡県京都郡苅田町大字上片島2204番地4 (ビレッジハウス片島1棟503) 破産者 進藤 清張 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所行橋支部破産係
令和6年(フ)第1015号 名古屋市千種区今池5丁目2番6号 破産者 なべ音株式会社 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(フ)第1015号 名古屋市千種区今池5丁目2番6号 破産者 なべ音株式会社 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	令和6年(フ)第779号 栃木県宇都宮市雀の宮4丁目9番4号 メイプルハイツ1-1 破産者 日向野友理子(旧姓小川) 1 決定年月日 令和7年3月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	令和6年(フ)第106号 福岡県行橋市西宮市1丁目2番5号 メゾンU A号室 破産者 吉田 和敏 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所行橋支部破産係
令和6年(フ)第1649号 愛知県北名古屋市鹿田流62番地の1 破産者 株式会社ブルーウォーター	令和6年(フ)第1649号 愛知県北名古屋市鹿田流62番地の1 破産者 株式会社ブルーウォーター	令和6年(フ)第1649号 愛知県北名古屋市鹿田流62番地の1 破産者 株式会社ブルーウォーター	令和6年(フ)第1649号 愛知県北名古屋市鹿田流62番地の1 破産者 株式会社ブルーウォーター

令和6年(フ)第107号
福岡県行橋市西宮市1丁目2番5号 メゾン
U A号室
破産者 吉田 有沙
1 決定年月日 令和7年3月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

破産手続終結

令和6年(フ)第245号
名古屋市港区船頭場3-121
破産者 有限会社西川製作所
1 決定年月日 令和7年3月27日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第424号
愛知県豊田市大林町14丁目11番地2
破産者 株式会社T. E. A. M.
1 決定年月日 令和7年3月27日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和5年(フ)第23号
栃木県芳賀郡芳賀町大字上延生125番地
破産者 板橋 勝房
1 決定年月日 令和7年3月28日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

宇都宮地方裁判所真岡支部

令和5年(フ)第42号
山口市大字朝田字流通センター601番地の5
破産者 有限会社協和食品
1 決定年月日 令和7年3月28日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

山口地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第25号
山口県防府市平和町16番15号防長不動産ビル
102
破産者 株式会社インスピア
1 決定年月日 令和7年3月28日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

山口地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第79号
山口県防府市大字下右田211番地の1
破産者 株式会社HOTTA
1 決定年月日 令和7年3月28日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

山口地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

令和6年(フ)第2188号
愛知県長久手市岩作中島43番地1
破産者 浅井 和則
1 決定年月日 令和7年3月27日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第33号
山口県防府市仁井町2番8号
破産者 渡邊 一徳
1 決定年月日 令和7年3月28日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

山口地方裁判所民事部破産係

令和4年(フ)第47号
佐賀市鍋島2丁目9番3号101号、前住所岡山市中区浜1丁目6番15号メゾン司303号
破産者 田村 公一

1 決定年月日 令和7年3月28日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

佐賀地方裁判所民事部破産係

令和5年(フ)第57号

佐賀市諸富町大字徳富1714番地1、開始決定時の住所佐賀市水ヶ江1丁目4番42号
破産者 原 健一

1 決定年月日 令和7年3月28日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

佐賀地方裁判所民事部破産係

令和5年(フ)第404号

千葉県船橋市印内町638番地1 ビューエクセルント810号、開始決定時の住所宮崎市吾妻町9番地2 フローレンス橋公園グランドアーツ1402号
破産者 渡邊 隆徳

1 決定年月日 令和7年3月28日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所破産係

令和5年(フ)第67号

新潟県三条市直江町2丁目7番41-3号
破産者 佐々木 真

1 決定年月日 令和7年3月31日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所三条支部

令和6年(フ)第39号

福岡県築上郡築上町大字高塚4番地1 峰原第2団地103号、開始決定時の住所福岡県築上郡築上町大字水原686番地5
破産者 有永 尚記

1 決定年月日 令和7年3月27日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所行橋支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和5年(フ)第4555号

大阪市西区鞠本町1丁目5番15号第二富士ビル2階
破産者 サス株式会社

1 破産債権の届出期間 令和7年5月2日まで
2 一般調査期日 令和7年6月12日午後3時
令和7年3月31日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第878号

北九州市戸畠区浅生3丁目9番21号
破産者 有限会社澤田自動車
1 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
2 一般調査期日 令和7年6月20日午前10時
令和7年3月31日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和6年(フ)第16号

福岡県築上郡築上町大字日奈古360番地の1
破産者 有永建設株式会社
1 破産債権の届出期間 令和7年5月8日まで
2 一般調査期日 令和7年5月22日午前11時10分
令和7年3月31日

福岡地方裁判所行橋支部破産係

破産債権の特別調査期日

令和6年(フ)第105号

福岡県飯塚市中388番地5
破産者 下川建設株式会社
特別調査期日 令和7年6月9日午後3時30分
令和7年3月31日

福岡地方裁判所飯塚支部民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和6年(フ)第522号

宮崎市大塚町田淵ヶ原4037番地1
破産者 下田 郁代

異議申述期間 令和7年5月13日まで

令和7年4月1日 宮崎地方裁判所破産係

令和6年(フ)第527号

宮崎市学園木花台南1丁目11番地3
破産者 畠瀬 愉子

異議申述期間 令和7年5月13日まで

令和7年4月1日 宮崎地方裁判所破産係

令和6年(フ)第1341号

仙台市太白区中田町字前沖北13番地の7 グリーンコーポS201、従前の住所仙台市太白区四郎丸字渡道43番地の6
破産者 高橋 実

異議申述期間 令和7年5月23日まで

令和7年3月28日

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和6年(フ)第1276号

宮城県名取市手倉田字諷訪611番地の1 レジデンス手倉田Ⅱ112号、従前の住所仙台市泉区南光台東1丁目39番20号 ピア及川101
破産者 桜井 裕介

異議申述期間 令和7年5月26日まで

令和7年3月31日

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和6年(フ)第2044号

大阪市平野区背戸口3丁目4番11号 B r i v i l l a H O U S E 201
破産者 坂本 孝司

異議申述期間 令和7年5月26日まで

令和7年3月31日

大阪地方裁判所第6民事部

小規模個人再生による再生手続開始

令和6年(再イ)第87号

兵庫県西宮市枝川町11番39号
再生債務者 村田 潤

- 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月24日から令和7年5月8日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和6年(再イ)第29号

千葉県富津市大堀2-8-8 レオパレスミルフィーユ104号室(住民票上の住所)三重県四日市市小杉町228番地

再生債務者 韶 大輝

- 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月19日まで

千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(再イ)第69号

愛知県愛知郡東郷町大字春木字白土87番地1
再生債務者 大山 勲人

- 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令和7年5月7日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第10号

兵庫県西宮市樋之池町20番3号(前住所)大阪市西成区鶴見橋3丁目8番38号

再生債務者 竹原 啓之

- 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令和7年5月12日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年(再イ)第55号

愛知県東海市富木島町伏見2丁目13番地の1
国銀ビル202号

再生債務者 前村 肇

- 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月9日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第8号

宮城県栗原市若柳字川北南砂押42番地5
再生債務者 佐藤 芳則

- 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月12日から令和7年5月26日まで

仙台地方裁判所古川支部個人再生係

令和7年(再イ)第5号

埼玉県熊谷市石原1314番地4
再生債務者 野々村 恵

- 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月12日から令和7年6月2日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(再イ)第23号

京都府相楽郡精華町大字植田小字堂ヶ島73番地4
再生債務者 津嵩 靖浩

- 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月9日から令和7年5月19日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第24号

京都府相楽郡精華町大字植田小字堂ヶ島73番地4
再生債務者 津寄いづみ

- 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月9日から令和7年5月19日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第28号

京都市下京区西七条南月読町44番地19
再生債務者 内野 茂雄

- 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月15日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第3号

広島県竹原市竹原町2527番地 丸子山市営住宅510号室
再生債務者 中本 貴久

- 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月6日から令和7年5月19日まで

広島地方裁判所呉支部

令和7年(再イ)第16号

北九州市小倉南区北方3丁目70番20-303号
再生債務者 大川 優

- 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月14日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和6年(再イ)第36号

香川県高松市香川町浅野3561番地8
再生債務者 林 一博

- 1 決定年月日時 令和7年4月1日前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月13日から令和7年5月27日まで

高松地方裁判所民事部破産・再生係

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和6年(再イ)第103号

仙台市青葉区上杉3丁目3番33-304号
再生債務者 佐藤 大介

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月18日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月21日まで
令和7年3月31日

仙台地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第185号

埼玉県上尾市大字南511番地77
再生債務者 本山 茂大

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月13日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月21日まで
令和7年3月31日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和6年(再イ)第38号

埼玉県春日部市南4丁目21番16-1号
再生債務者 池末 成人

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月17日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月21日まで
令和7年3月31日

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和6年(再イ)第312号

愛知県日進市岩崎台4丁目911番地 プレステージ岩崎台306(従前の住所)名古屋市名東区大針3丁目7番地
再生債務者 長瀬 貴之

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月18日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月21日まで
令和7年3月31日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第19号

福岡県豊前市大字堀立541番地6
再生債務者 土谷 陵

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月21日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月21日まで
令和7年3月31日

福岡地方裁判所行橋支部再生係

令和6年(再イ)第136号

仙台市宮城野区鶴巻1丁目9-20 ヴィラさくらS 103号(住民票上の住所)佐賀県東松浦郡玄海町大字長倉1215番地1
再生債務者 前田 哲也

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月28日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月22日まで
令和7年4月1日

仙台地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第28号

茨城県取手市柴水1丁目12番地15
再生債務者 宮武 健二

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月28日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月22日まで
令和7年4月1日

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

令和6年(再イ)第139号

東京都府中市府中町2丁目20番地の13遠藤ビル405
再生債務者 本間 裕記

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月21日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月22日まで
令和7年4月1日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第6号

愛知県知多郡阿久比町大字宮津字宮家下21-1 レオネクスト宮神103号室(住民票上の住所)愛知県知多郡阿久比町大字矢高字青木83番地
再生債務者 神薗 和美

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月17日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月22日まで
令和7年4月1日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第107号

埼玉県鶴ヶ島市富士見2-19-16クレイノグランメゾン若葉107(住民票上の住所)静岡県浜松市浜名区根堅2020番地の6
再生債務者 千葉 敏光

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月26日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月28日まで
令和7年3月31日

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(再イ)第110号

埼玉県飯能市大字岩沢23番地9
再生債務者 伊藤奈津紀(旧姓石正)

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月25日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月28日まで
令和7年3月31日

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(再イ)第189号

大阪府枚方市尊延寺5丁目10番15-2号
再生債務者 大西 陸

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月19日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月28日まで
令和7年3月31日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(再イ)第594号

大阪市平野区加美東3丁目11番3号
再生債務者 柳沢 佳誉

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月27日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月28日まで
令和7年3月31日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第33号

大阪府茨木市若園町37番25号 ロアジール西口 303号
再生債務者 川口 悅子

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月12日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月28日まで
令和7年3月31日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(再イ)第147号

兵庫県三木市志染町西自由が丘1丁目631番地の1
再生債務者 高橋 賢郎

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月19日
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月21日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月21日まで
令和7年3月31日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再イ)第6号

神戸市東灘区魚崎南町1丁目2番2-1103号
再生債務者 中崎 博士

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月28日
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月21日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月21日まで
令和7年3月31日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和6年(再イ)第54号

新潟市中央区二葉町3丁目5163番地2
再生債務者 鈴木宗一郎

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月21日
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月22日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月22日まで
令和7年4月1日 新潟地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

令和6年(再口)第37号

大阪市旭区高殿1丁目4番23-803号
再生債務者 稲葉 翔太

- 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月28日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月19日まで

大阪地方裁判所第6民事部

給与所得者等再生による再生
計画認可

令和6年(再口)第29号

大阪府枚方市池之宮2丁目19番13号

再生債務者 漢國 大起

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年3月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月31日 大阪地方裁判所第6民事部

会社その他の公示

合併公告

左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月9日 高知県高知市城見町四番一三号

(甲) 医療法人高田会

理事長 高田 早苗

(乙) 医療法人悠仁会

理事長 高橋伊都子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社Space Cubicsとし、効力発生日は令和7年6月1日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月9日 札幌市中央区南三条東二丁目一番地

合同会社Space Cubics
代表社員 莊司 靖
組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月9日 茨城県水戸市栄町一丁目一〇一五ほしい
もB. L. D. (一〇)合同会社ワントップ
代表社員 森下 弘明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月9日 東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野ビル二階 合同会社PENGIN

代表社員 裏飯原 匠

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月9日 東京都港区虎ノ門四丁目三番一号ラオックスホールディングス株式会社

代表取締役 矢野 輝治

組織変更公告
当社は、資本金の額を九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月9日 東京都港区海岸一一一三汐留芝離宮ビルディング二階

7 West Development
Services合同会社
代表社員 アレグザンダー・バーバチ
コフ組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月9日 東京都港区六本木七丁目七番七号

株式会社ケイファーム
代表取締役 福島 弘明組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月9日 神奈川県相模原市南区相模大野八丁目一一一四クレヴィア相模大野五〇三

合同会社SPECTRE
代表社員 宇佐美充弘組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月9日 兵庫県加古郡播磨町西野添三丁目一八番七号

株式会社真黄住建
代表取締役 橋原 大崇組織変更公告
当社は、資本金の額を一千五百五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月9日 兵庫県加古郡播磨町西野添三丁目一八番七号

株式会社真黄住建
代表取締役 橋原 大崇組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月9日 兵庫県加古郡播磨町西野添三丁目一八番七号

株式会社真黄住建
代表取締役 橋原 大崇組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月9日 兵庫県加古郡播磨町西野添三丁目一八番七号

株式会社真黄住建
代表取締役 橋原 大崇組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月9日 兵庫県加古郡播磨町西野添三丁目一八番七号

株式会社真黄住建
代表取締役 橋原 大崇組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月9日 兵庫県加古郡播磨町西野添三丁目一八番七号

株式会社真黄住建
代表取締役 橋原 大崇なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
金融商品取引法による有価証券報告書提出済。令和7年4月9日 大阪市中央区南久宝寺町四丁目五番一七号
合同会社奈良三条LSH開発
代表社員 株式会社dhp都市開発
職務執行者 榎本 泰之東京都港区虎ノ門四丁目三番一号ラオックスホールディングス株式会社
代表取締役 矢野 輝治東京都港区虎ノ門四丁目三番一号ラオックスホールディングス株式会社
代表取締役 矢野 輝治

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月九日

横浜市都筑区大熊町二七番地一

東北製材株式会社

代表取締役社長 大石 哲司

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月九日

新潟市江南区龜田工業団地二丁目二番三号

新潟県観光物産株式会社

代表取締役 馬場 吉彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月九日

山梨県甲府市上町二二四番地

向山塗料株式会社

代表取締役 向山 明好

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年四月九日

愛知県西尾市上羽角町風越六番地

タカラ化成工業株式会社

代表取締役 木村 友一

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月九日

大阪市平野区加美正覚寺四丁目三番二号

株式会社東大阪自動車教習所

代表取締役 藤本 道昭

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月九日

愛媛県松山市東長戸四丁目五番三八号

港産業株式会社

代表取締役 中矢 真悟

限定承認公告

本籍宮城県仙台市太白区向山三丁目一六番、最後の住所大坂府枚方市中宮西之町一四番一三号

被相続人 亡 河本 明重

右被相続人は令和七年二月二十二日死亡し、その相続人は令和七年四月二日大阪家庭裁判所にて

限定期承認をしたから、一切の相続債権及び受遺

者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出を

下さい。右期間内にお申出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月九日

山形県東村山郡山辺町大字山辺二一八番地一

地二七 限定期承認者 錦本 敬子

限定期承認公告

本籍愛知県碧南市志貴町二丁目六四番地、最

後の住所愛知県碧南市鶯林町四丁目一〇九番

地一特別養護老人ホームひまわり

被相続人 亡 神原 君枝

右被相続人は令和六年十一月十五日死亡し、そ

の相続人は令和七年三月二十七日名古屋家庭裁判

所岡崎支部にて限定期承認をしたから、一切の相続

債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月

以内にお請求の申し出をして下さい。右期間内に

お申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月九日

東京都国立市東二丁目一一番地の四四

相続財産清算人 神原 義次

限定期承認公告

本籍三重県松阪市平生町一四番地、最後の住所三重県松阪市駅部町一三九番地 サンパ

レス SAKA I 三〇二号室

被相続人 亡 中村 和男

右被相続人は令和六年九月二十日頃死亡し、その相続人は令和七年三月二十六日津家庭裁判所松

阪支部にて限定期承認をしたから、一切の相続債権

者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以

内にお請求の申し出をして下さい。右期間内にお申

出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月九日

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億円減少する」とにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.kaikei-home.com/axess/0108/index.html>

令和七年四月九日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーケ

ヒルズ仙石山森タワー四〇階 アジアライフ3特定目的会社

取締役 ベネット佳恵子

債権申出の公告 第三回

当企業年金基金は、令和七年四月一日厚生労働

大臣の認可を受け基金の解散の認可があつたもの

とみなされたので、当基金に債権を有する者は、

本公告第一回掲載（令和七年四月七日）の翌日か

ら二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申

出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月九日

東京都千代田区内神田二丁目二番一号

昭和産業企業年金基金

清算人 小林絵美子

訂正公告

令和七年二月十四日（号外第三十号）掲載の第

一期期決算公告（株組）中、（うち当期純損失）の

金額（3,790,682）とあるは「(76,837)」の誤りにつ

き訂正します。

令和七年四月九日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

D r. J O Y 株式会社

代表取締役社長 石松 宏章

取消公告

令和七年三月十七日掲載の優先資本金の額の減

少公告は取消します。

令和七年四月九日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーケ

ヒルズ仙石山森タワー四〇階 アジアリビング1特定目的会社

代表取締役 ベネット佳恵子

取消公告

令和七年三月十七日掲載の優先資本金の額の減

少公告は取消します。

令和七年四月九日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

F u s i o n 特定目的会社

取締役 長尾 誠